

VPNアクセスプラン契約規約

平成11年10月 1日 制定

令和4年 4月 1日 改定

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

(取扱いの準則)

第1条 当社は、当社が定めたVPNアクセスプラン契約規約（以下「契約規約」という）によってVPNアクセスプランを提供します。

2 この規約は、平成17年11月30日において、この規約に基づいてVPNアクセスプランに係る利用契約を締結しているものに限り適用します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のVPNアクセスプラン契約規約によります。

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方法により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受け取ること
電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備 端末設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備ならびにこれらの付属設備 電器通信回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所がたの部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
電気通信回線	利用者（電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます）が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
利用契約	当社からVPNアクセスプランの提供を受けるための契約
お客様	当社と利用契約を締結している方
通信料	当社が設置する電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者の設備を借用し、当社が運営する全国一律料金制電話網を利用した際に、当社からお客様にご請求する時分制の通話料金
通話料	当社が運営する全国一律料金制電話網を利用する場合以外の通信で、当社または当社以外の電気通信事業者がお客様に対して請求する時分制の通話料金

第2章 VPNアクセスプランの種類等

(VPNアクセスプランの種類)

第4条 VPNアクセスプランの種類は、次のとおりとします。

種類	利用網	内容
VPNアクセス プラン	加入電話網型	当社のアクセスポイントにお客様共用の加入電話網接続ポートを設置し、電話網を介して提供するTCP/IPインターフェースのダイヤルアップIPサービス
	ISDN網型	当社のアクセスポイントにお客様共用のISDN網接続ポートを設置し、ISDN網を介して提供するTCP/IPインターフェースのダイヤルアップIPサービス

(提供区域)

第5条 VPNアクセスプランの提供区域は、日本全国とします。

(外国対地)

第6条 アメリカ合衆国及びアメリカ合衆国経由インターネット接続済の国及び地域。

第3章 利用契約

(利用契約の単位)

第7条 当社は、本サービスをJENSインターネットセキュリティーに加入しているお客様に提供します。

(利用申込)

第8条 VPNアクセスプランの利用申込をする方は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出してください。

- (1) 利用申込をする方の氏名または商号および住所または居所、法人にあってはその代表者の氏名
- (2) VPNアクセスプランの契約数
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) その他VPNアクセスプランの提供に必要な事項

(利用申込の承諾)

第9条 当社は、お客様から利用申込を承諾したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き利用申込を承諾致します。

- (1) 利用申込をする方が、VPNアクセスプランの料金等、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2) 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難があるとき

(最低利用期間)

第10条 VPNアクセスプランの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して、6ヶ月間とします。

- 2 お客様は、VPNアクセスプランの提供の開始前に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに最低利用期間相当の基本料を当社に対して支払わなければなりません。
- 3 お客様は、VPNアクセスプランの最低利用期間内に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに残余の期間相当の基本料を当社に対して支払わなければなりません。

(権利譲渡の禁止)

第11条 お客様は、VPNアクセスプランの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

(お客様の地位の承継)

第12条 相続または法人の合併によりお客様の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

- 2 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

(お客様の氏名等の変更)

第13条 お客様は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

(当社が行う利用契約の解除)

第14条 当社は、第27条（提供の停止）の規定によりVPNアクセスプランの利用を停止されたお客様が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、お客様が第27条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。

(お客様が行う利用契約の解除)

第15条 お客様は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする月の末日の3ヶ月前までに書面によりその旨を当社に通知してください。

第4章 電気通信設備の接続等

(お客様の回線終端装置の接続検査等)

第16条 当社は、お客様の回線終端装置に異常がある場合その他、サービスの円滑な提供に支障がある場合において、必要と認めるときは、その回線終端装置の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合お客様は、正当な理由がある場合を除き、この検査を受けることを拒んではなりません。

- 2 前項の検査を行った結果、お客様の回線終端装置が技術基準に適合していると認められないときは、お客様はその回線終端装置を接続用回線または電話網から取り外さなければなりません。

(端末設備の接続等)

- 第 17 条 お客様は、接続用回線のお客様側の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その接続用回線に端末設備を接続しようとするときは、所定の書面に次の事項を記載して、その接続を請求してください。
- (1) 端末設備を接続する場所
 - (2) 接続に係る端末設備を構成する機器の名称
 - (3) その他技術上および保守上必要な事項
- 2 当社は、前項の請求があったときは、その端末設備の接続が技術基準に適合しない場合を除いてその請求を承諾し、その旨をお客様に通知します。
- 3 お客様は、端末設備の接続の変更を請求することができます。この場合には前 2 項の規定を準用します。
- 4 お客様は、端末設備の接続を廃止しようとする時は、その旨を当社に通知して下さい。
- 5 お客様は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます）に端末設備の接続に係る工事を行わせ、また実地に監督させて下さい。

(端末設備の接続検査等)

- 第 18 条 当社は、端末設備に異常がある場合その他VPNアクセスプランの円滑な提供に支障がある場合において、必要と認めるときは、その端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合、お客様は、正当な理由がある場合を除き、この検査を受けることを拒んではなりません。
- 2 前項の検査を行った結果、端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、お客様はその端末設備を接続用回線または利用回線から取り外さなければなりません。

第 5 章 料 金 等

(料金等)

第 19 条 VPNアクセスプランの料金、(以下「料金等」といいます。)は次のとおりとします。

区 分	内 容
加入料	利用契約締結の際に支払う、別表第 1 号の第 1 項の各号に定める料金
月額基本料	利用開始日以降毎月支払う、別表第 1 号の第 1 項の各号に定める料金であって、別表第 1 号の第 2 項に定める計算方法により計算されるもの
通信料	当社の運営する全国一律料金制電話網を利用した際に支払う料金であって、一接続毎に計算した料金を 1 ヶ月毎に合計するもの

(加入料の支払義務)

第 20 条 お客様は、利用申込を行い、当社からその承諾を受けたときは、加入料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する加入料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。）を加算した額とします。尚、加入料は、解約時にも返却いたしません。

(月額基本料の支払義務)

第 21 条 お客様は、当社が利用契約に係るVPNアクセスプランの提供を開始した日から起算して、その利用契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1 日間とします。）について、月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 お客様は、VPNアクセスプランの最低利用期間前に、契約アカウント数の変更等による基本料の減額があった場合、その差額を当社が定める期日までに一括して支払う義務があります。

3 お客様は、第 27 条（提供の停止）の規定によりVPNアクセスプランの提供を停止された場合であっても提供停止期間中における月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

4 お客様の責によらない事由により、VPNアクセスプランの利用が全くできない状態（全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して、連続して 12 時間以上サービスが利用できなかった時は、そのことを当社が知った時刻から使用することが可能となった時刻までの時間数を 12 で除した数（少数点以下の端数は切り捨てます。）に基本料の月額額の 60 分の 1 を乗じて得た額を、お客様からの請求により、減額または返還します。

(通信料)

第 22 条 当社が運営する全国一律料金制電話網を利用した際に支払う料金であって、同電話網を利用した一接続毎に、別に定める時分料金を掛け合わせて得た額に、消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の支払い)

第 23 条 お客様は、VPNアクセスプランの料金等について、当社が別に定める期日までに、当社の指定する金融機関又は当社の事業所等において支払わなければなりません。

(割増金)

第24条 VPNアクセスプランの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

(遅延損害金)

第25条 お客様は、VPNアクセスプランの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第26条 削除

第6章 提供の停止等

(提供の停止)

第27条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、VPNアクセスプランの提供を停止することがあります。

- (1) VPNアクセスプランの料金等、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 第16条（お客様の回線終端装置の接続等）、第17条（端末設備の接続等）の規定に違反して、当社の承諾を得ずに利用回線にお客様の回線終端装置、端末設備、自営電気通信設備または電気通信回線を接続したとき
 - (3) 第16条（お客様の回線終端装置の接続検査等）、第18条（端末設備の接続検査等）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果技術基準に適合していないと認められた当該回線終端装置、端末設備もしくは自営電気通信設備を利用回線から取り外さなかったとき
 - (4) 以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき
 - ア 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - イ 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - ウ 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - エ 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - オ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信、または表示する行為
 - カ 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
 - キ 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
 - ク 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 - ケ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - コ 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - サ 第三者になりすましてVPNアクセスプランを利用する行為
 - シ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
 - ス 迷惑メール（無断で第三者に送信される、広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール又は社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせるもしくはそのおそれのある電子メールをいいます。）を送信する行為
 - セ 顧客勧誘の手段に、迷惑メールを利用するWebサイトの運営を行う行為
 - ソ 第三者の設備等またはVPNアクセスプランの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - タ 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - チ 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
 - ツ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - テ 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - ト その行為がアからツのいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
 - ナ 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - ニ Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、第三者のID及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
 - ヌ その他、法令に違反する、もしくは違反のおそれのある行為、または公序良俗に違反し、もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
 - (5) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (6) 前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
- 2 当社は、前項の規定によりVPNアクセスプランの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。

- 3 当社は、お客様が法令に違反するもの、違反のおそれのある行為によっては事前の通知を行わずにVPNアクセスプランの提供を停止することがあります。

(提供の中止)

第 28 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、VPNアクセスプランの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 次条（通信利用の制限）の規定による時
 - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、VPNアクセスプランの提供を行うことが困難になったとき
- 2 当社は、前項の規定によりVPNアクセスプランの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第 29 条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、VPNアクセスプランの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。

(サービスの廃止)

第 30 条 当社は、都合によりVPNアクセスプランを廃止することができます。

- 2 当社は、前項の規定によりVPNアクセスプランの廃止を行なう場合には、お客様に対し廃止する3ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

第 7 章 雑 則

(機密保持)

第 31 条 当社は、利用契約の履行に際し知り得たお客様の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を、第三者に漏らしません。

(損害賠償の範囲)

- 第 32 条 当社は、VPNアクセスプランを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上サービスが利用できなかったときは、そのことを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことをお客様および当社が確認した時刻までの時間数を12で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に基本料の月額額の60分の1を乗じて得た額の5倍に相当する額、またはその基本料月額額のいずれか小さいほうの額を限度として、お客様が蒙った損害を賠償します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線設備に起因する事由により、お客様によるVPNアクセスプランの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、当社以外の電気通信事業者が当社に対して約定する賠償額を限度として行われるものとします。

(保 守)

- 第 33 条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。
- 2 当社は、当社以外の電気通信事業者から賃借した電気通信回線設備が前項の事業用電気通信設備規則に適合するよう、その電気通信事業者に維持させます。

(お客様の義務)

- 第 34 条 お客様は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出てください。
- 2 お客様が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従ってください。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。
 - 3 VPNアクセスプランから得た情報は、転載、転売、その他如何なる使用に際しても、著作権者および当社の事前承認が必要です。

(技術的事項および技術資料)

- 第 35 条 VPNアクセスプランに係る基本的な技術的事項は、別表第2号のとおりとします。
- 2 当社は、お客様がVPNアクセスプランを利用するうえで参考となる詳細な技術的事項を記載した技術資料をこの約款とは別に作成し、当社が指定する当社の事業所において閲覧に供します。
 - 3 当社は、お客様の要望等により、前2項に定める技術的事項以外の条件でVPNアクセスプランを提供する場合があります。この場合、当社は、その提供条件についてお客様と協議します。

(免責)

- 第 36 条 第三者が、ログイン名等を不正に使用する等の方法で、VPNアクセスプランを不正に利用することにより、お客様または第三者に損害を与えた場合当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
- 2 当社は、VPNアクセスプランの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。
 - 3 当社は、VPNアクセスプランの提供に関し、お客様に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負いません。
 - 4 当社は、VPNアクセスプランの完全な運用に努めますが、VPNアクセスプランの中断、運用停止などによってお客様に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

- 5 当社は、加入者がVPNアクセスプランによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、VPNアクセスプランの使用によりお客様に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
- 6 VPNアクセスプランの使用により、お客様が他の加入者または第三者に損害を与えた場合、当該加入者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

(パーソナルデータの利用)

- 第 37 条** 当社は、お客様に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限りません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- 2 パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの規約の定めるところによります。

(準拠法)

- 第 38 条** この規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

- 第 39 条** VPNアクセスプランに関してお客様と当社との間に生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

別表第1号 料金等および計算方法

1. 料金

1-1 VPNアクセスプラン

品目	契約アカウント数	加入料	月額基本料
VPNアクセスプラン	50アカウントまで	2,000円 (税抜)	3,500円 (税抜)
	100アカウントまで	2,000円 (税抜)	3,000円 (税抜)

- 1) 加入料と基本料は1アカウントあたりの料金です。
 2) 1アカウントあたりの月額基本料には接続時間の制限は行ないません。

2. 料金の計算方法

2-1 VPNアクセスプランの料金

ア 当社は、お客様がその利用契約に基づき支払う月額基本料は、料金月（1の暦月の起算日（当社が利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

イ 当社は、月額基本料について、日割を行いません。

ウ 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3. 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4. 消費税相当額の加算

第21条（加入料の支払義務）、第22条（月額基本料の支払義務）、第23条（月額利用料の支払義務）、第24条（通信料の支払義務）の規定により支払いを要する料金の額は、上記1.及び2.に規定の額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

別表第2号 基本的な技術的事項

1. 物理的条件、相互接続回路および電気的特性の条件

		物理条件	相互接続回路	電気的特性
電話網型	56Kbps	25ピンコネクター IS 2110準拠	ITU勧告 V.24準拠	ITU勧告 V.28準拠
ISDN型	64Kbps 128Kbps	同上	同上	同上

2. 基本的な通信手順の種類

TCP/IP

附 則1

- この規約は平成11年10月 1日から実施します。
 この規約は平成13年10月 1日から実施します。
 この規約は平成16年 4月 1日から実施します。
 この規約は平成17年 4月 1日から実施します。

附 則2

平成17年4月1日よりJENS株式会社はこの規約により日本テレコム株式会社に社名変更を行います。平成17年3月31日以前にJENS株式会社とご契約いただいているお客様は、VPNアクセスプランの利用契約を再度締結する必要はありません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年 12月 1日から実施します。
 （料金等の支払いに関する経過措置）
 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年 5月31日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年 8月 1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年 4月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年 6月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年11月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年10月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年 4月 1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年 7月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年 9月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年 2月 1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。